

## これからの知財教育のヒントを探る

——2016年度知財功労賞受賞 山口大学インタビュー——

佐田 洋一郎\*  
会誌広報委員会\*\*

**抄録** 日本における知財教育の在り方はいま大きな転換点を迎えている。その中で特に注目されているのが知的財産推進計画2016でもモデルケースとされている山口大学だ。山口大学は、全学知財科目必修化、特許インストラクター制度の導入、リサーチラボノートの開発など多方面での知財教育に関する取り組みを推進し、その成果が評価されて2016年度の知財功労賞（経済産業大臣賞）を受賞し、文部科学省から知財教育拠点校の認定を受けた。多くの企業が知財部主導での知財マインドを養成する社内研修を行う中、大学の取り組みからヒントを探るべく、山口大学知的財産センター長の佐田洋一郎氏に聞いた。

### 目次

1. はじめに
2. 知財功労賞の受賞の感想と学内の反応
3. 知財科目の全学必修化
4. 特許無料開放
5. 中小企業の現場に即した支援を
6. 日本知的財産協会への期待
7. おわりに

## 1. はじめに

【会誌広報委員（以下、委員）】

本企画は2016年度の知財功労賞受賞者へのインタビューを通じて、JIPA会員企業の知財活動に役立つようなヒントや気づきを与えることを目的としています。

山口大学の知財功労賞受賞は、知財教育の全学必修化、知財教育唯一の「教育関係共同利用拠点」の認定、特許の無料開放制度の開始、大学初の特許インストラクター養成講座の実施、大手文具メーカーとの共同による「リサーチラボノート®」の開発等、さまざまな「日本初」

の取り組みが評価されてのものとお見受けいたしました。今回のインタビューでは、これら様々な取り組みの中で、特に「教育」に重きをおいてインタビューをさせていただければと考えております。

## 2. 知財功労賞の受賞の感想と学内の反応

【委員】

2016年度知財功労賞の受賞、おめでとうございます。受賞された感想はいかがでしたか。

【佐田洋一郎氏（以下、佐田）】

学内での知財活動の浸透度がより高まったことが一番良かったです。授賞式には学長に出席いただきました。知財功労賞受賞のニュースや授賞式の様子はインターネットを含めメディアでも取り上げられ、学内でも注目されました。

職員からも「どれだけすごい賞なんですか？」

\* 山口大学知的財産センター長 Yoichiro SATA  
\*\* 2016年度 Publication and Public Affairs Committee

と問い合わせをいただく機会が増えました。これをきっかけに学内での知財への意識が一層高まればと考えています。

### 3. 知財科目の全学必修化

#### 【委員】

「全学必修化」という試みに興味を持ちました。通常の大学では知財科目といっても選択科目としているところが多いと思いますが、全学必修化となるとかなり大変だったのではないかと推察します。まず学内での理解を得るためにどのような説明をされたのですか？

#### 【佐田】

意外に知られていないことですが、知的財産権の保護を奨励することを明文化した法律があります。それは消費者基本法です<sup>1)</sup>。この法律では日本国民すべてが対象になっています。これを根拠に「すべての学生が知財を知るべし」としました。これが学生に対するモチベーションの根拠となりました。

大学の教授陣には科研費の採択率の向上や特許料の収益、外部資金の獲得のツールとしての機能を、また職員に対しても、知財知識の必要性を説く必要がありました。そこでは「組織管理の必要性」を根拠としました。

たとえば、特許法198条では偽造データに基づいて特許を取得することに刑事罰が課されています。その場合、そのような行為をした研究者個人の問題というよりは、それを管理しなかった組織の問題になるということをしっかり説明し、職員にも知財知識の重要性を理解いただきました。学生、教員、職員それぞれの立場や求める機能に応じた説明が必要になると思います。

#### 【委員】

知財必修化を進めるにあたって、どのようなハードルがあったのでしょうか。

#### 【佐田】

最初は必修単位外の集中講義から始めまし

た。そこから必修科目にするには様々なハードルがありました。必修科目の単位数というのは学内規則によって決められています。もし知財の単位を追加しようとすれば、すでに決められている他の科目の単位を削るということが必要になり、それは容易なことではありません。当然、学内外からはさまざまな意見が出てきました。文部科学省の方からも竹やりで城を落とすようなチャレンジですよと、アドバイスがありました。本学の木村友久教授や関係者の不屈な粘りもあって成就できたものですが、知財必修化まで数年はかかりました。

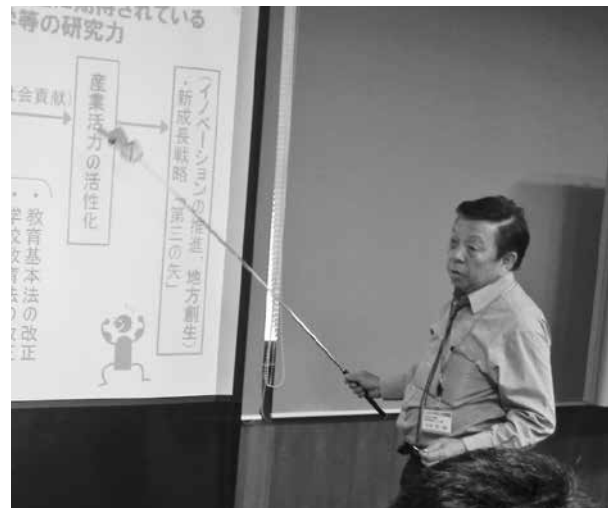


図1 山口大学知的財産センター長 佐田洋一郎氏

#### 【委員】

大学1回生に知財を教えるということが容易でないことは想像できますが、どのような工夫をされたのでしょうか。

#### 【佐田】

法律や制度といった知識を詰め込むタイプの授業ではなく、デパートや量販店等で売られている身近な商品を見せながら「この商品を知的財産権で保護するにはどうすればいいのか?」、「従来品にある技術課題をどのように改良すれば特許になるか?」を考える思考型の授業を行いました。また、商品の中には知的財産権で保

護したことで大いに収益をあげているものもあれば、その保護が十分でなかったために値崩れを起こしたものなど、さまざまな実例があります。それらを学習することで、知的財産をうまく活用することで「利益がでる」、「儲かる」という知的財産制度のプラスの面をしっかりと理解させることができます。このような具体例を見ながらの実践思考型授業は、学生の興味や知的好奇心をくすぐり、非常に教育効果が上がります。

私が学生によく言っているのは「知財は知識ではなく“意識”」であると。意識を持てば知識は後からついてくるのです。

**【委員】**

なるほど、学生に楽しく学んでもらうことで、ペーパー上の詰め込み型の知識としてではなく、「意識」の上に「知識」として自然に定着させることが出来るわけですね。

**【佐田】**

学生に本気で学んでほしいのであれば「楽しい」と思ってもらうことが何より重要です。楽しくなければ継続しません。

法律を教えようとする、つい「あれをやってはダメ。これをやってもダメ」と御法度のオンパレードです。これは免許更新の時の講習で、悲惨な交通事故の写真ばかり見せられるのと似ています。確かに交通ルールを守らなければならない、ということはわかりますが、そのような不幸な話ばかり聞いていたら、うんざりしてしまいます。それよりは、家族を乗せてドライブに行く姿を想像しながら「大切な家族の命を守るために安全運転に心がけよう」と思わせる映像を流してくれた方が、気持ちがハッピーになり、しっかりとルールと守ろうという気分になります。

知財教育も同じです。「すべきこと」と「やってみよう」の最終的な行動は同じでも、アプローチが異なれば熱意に差がでます。「すべき

こと」ばかりを教え込むのではなく、知財をうまく活用することで「やってみよう」という気持ちを引き出してやるかが初めて知財を学ぶ学生たちにとってとても大事なことなのです。

**【委員】**

知財をうまく活用したことで利益を出した商品として、どのような題材がありますか？

**【佐田】**

例えば「ゴリラの鼻くそ」という黒豆の甘納豆をご存知でしょうか。これは鳥根県の、とある小さな酒屋さんが、その甘納豆を売り出そうとした時につけたネーミングです。店主はこの商品を売り出す以前に受講した知財セミナーに触発され、商標登録にチャレンジしたそうです。この商品は見事にヒットし、100万個が売れたそうです。もし知財セミナーを受けていなかったら、今頃コピー商品にシェアを奪われていたかもしれません。まさに、知財との出会いがあったからヒットに結び付いた商品といえます。

ちなみにこの商品が発売されると、ご想像のとおり似たようなネーミングの類似品がいくつかでてきました。店主は類似品の存在によって売上が落ちるのではと心配していましたが、私は「大丈夫。心配ない」と励ましました。現に黒豚、鹿、馬の類似品がでていますが、売上は伸びません。それはゴリラが身近ではなくファンタジーの世界という意識が働くからです。それとゴリラの鼻くそという名前を一度聞くと忘れない強烈なインパクトがあります。このような個性的なネーミングを思いついたら、とにかく早く権利化することが大事だということです。理工系の学生は技術以外を軽く考える傾向がありますので、このような事例は新鮮です。



図2 ゴリラの鼻くそ® (上図は商標登録第4706953号公報より引用)

本学でも知財を活用して利益を上げるというモデルを企業に委託して実践しています。本学のマスコットキャラクターであるヤマミィを商標登録し、学内の生協でヤマミィグッズを販売しています。ブランド価値によって「儲かる」、「利益」がでるということを学生に知ってもらうために一役買っています。



図3 ヤマミィ® (上図は商標登録5590452号公報より引用)

#### 4. 特許無料開放

【委員】

山口大学は2015年10月から全国の大学で初め

て単独特許の無料開放を始めたと言いました。

【佐田】

国立大学の研究費（共同・受託以外）は税金によって賄われています。ならばそれを社会（納税者）に還元するのは当然ではないでしょうかと、先生方と話し合いをしました。すると「自分の研究が世の中の役に立つことこそが研究者の使命だ」と多くの賛同をいただき、実現にこぎつけました。

知財は研究の成果ではありますが、それがすべてではありません。あくまで大学は研究をすることが主目的であって、研究成果を社会に円滑に還元するために、権利化を図り、活用しています。

【委員】

実際にどのようにして企業、特に中小企業の「ニーズ」と山口大学の「シーズ」をマッチングさせているのでしょうか。

【佐田】

いわゆる大企業と大学の共同研究では、まず両方で秘密保持契約（NDA）を締結した後、本格的交渉に入るのが通常のマッチングプロセスだと思います。しかしNDAから入るのは中小企業にとって敷居が高いようです。彼らはそれだけで身構えてしまい、スタートラインになかなか立つことができません。最近では産学官金が叫ばれており、技術移転に銀行が絡むことが多くなっていますが、銀行のNDAは厳格過ぎで、慣れていてもかなり大変です。

そこでNDAをとらない方法にしました。山口銀行（山口フィナンシャルグループ）と連携協定を結び、銀行が「A社」、「B社」と匿名の形でニーズを出します。それに対して本学からはシーズを提示し、うまくマッチングすれば、初めて契約（共同研究）を結ぶ、という流れにしています。

無料開放とNDAの撤廃によって中小企業が技術導入する敷居が劇的に下がりました。実際、



2015年度は10月から無料開放にしたにもかかわらず企業に対する技術移転が非常に活発になり、2015年度（平成27年度）のライセンス収入は前年度比で3.3倍という数字を記録しました（図4）。

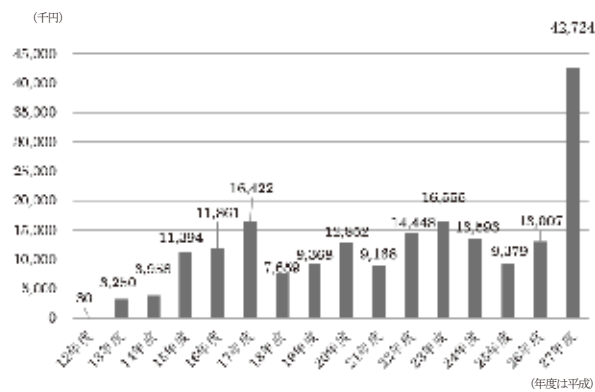


図4 山口大学のライセンス収入

実はこれには大きな理由があって、共同開発や技術移転に際して、実際に企業の方が大学の少ない研究費の実情を知ると「無料では申し訳ない」と言っていただけなのです。ご承知の通り国立大学の研究費は大変厳しい状況にあります。このような形でライセンス収入を得られて、それがまた新たな研究活動に繋がっていくという、良い循環が生まれれば、知財の機能として素晴らしい事だと思います。

## 5. 中小企業の現場に即した支援を

### 【委員】

山口大学は特許無料開放をはじめとして中小企業の支援に向けて様々な取り組みをされていますね。各種団体も中小企業支援を掲げて活動していますが、貴学で特に気を付けていることがありますか。

### 【佐田】

最近いろいろな方面で見聞きするのが「契約こそすべて」という考え方です。多くの弁護士・弁理士さんは、将来のリスクを避けるため、将

来の利益を保護するためと、共同開発の前にきっちりした契約を締結することを勧めます。

もちろんそれは正論です。しかし、現場に即したアドバイスとは必ずしもいえません。

地方の中小企業にとっては契約一つ結ぶだけでも非常に大きい労力がかかります。それがどれだけ利益に直結するかもわからない中で、ガチガチの契約を結べというのでは、中小企業にとっては負担が大きすぎると思います。中小企業の方が望んでいるのはそのようなお金と時間がかかるアドバイスではなく、すぐに効果が出るアドバイスです。

例えば、中小企業が新製品のアイデアに関して発明相談にきたとします。それなりに知財の知識のある人は、権利の有効性や安定性から特許を勧めることでしょうか。しかし特許出願ではなく、それほど経費のかからない実用新案や意匠でも十分な場合があります。それすらも難しいのであれば、不正競争防止法で商品の形態模倣や商品等表示の模倣に対しても法的措置はとれるわけで、そういったところから始めても構わないと思います。中小企業に対しては、いかにお金をかけずに商品を保護できるかを、その限界も含めてアドバイスし、金銭的余裕に応じて段階的に手法を上げていくことも必要です。

## 6. 日本知的財産協会への期待

### 【委員】

最後に日本知的財産協会（JIPA）に対してメッセージがあればお願いします。

### 【佐田】

今後、我が国にとっての重要な課題は知財の専門人材を育てることもさることながら、いかにして「裾野を広げるか」だと思います。専門人材だけでは、地方を含めた全国の知財基盤の強化は困難です。この裾野人材（小中高大学生や中小企業も含めて）の育成にJIPAの皆さま方が日ごろ培われた力が生かせるのではないかと

と思っております。

政府において今年度閣議決定された知的財産推進計画2016に「地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技術シーズの掘起しや、域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の支援や、地域中核企業と大学等の共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置する」<sup>2)</sup>との目標が掲げられており、これからは色々な地域の大学をキーステーションにして、地方の中小企業を巻き込んだ地域活性化策が展開されていくでしょう。このような中小企業の支援や産学連携には、弁護士・弁理士さんといった法律家はもちろんのこと会社経営を理解している企業出身の実務家の協力が必要です。

そこで例えばJIPAのOBの方を地域大学に派遣していただき、実務家の目線で産学連携・技術移転や地域中小企業を支援していただくことができれば、正に適材適所です。特に大学等の知的財産（研究成果）の橋渡し人材の手当てが喫緊の課題となっています。ぜひJIPAと地域大学が一緒になってこの地方創生の流れを大きなうねりに変えていければと願っています。

## 7. おわりに

今回のインタビュー、実は予定の1時間を超え3時間に及ぶものとなった。他のメディアで公表されている話はそちらに譲ることとして、特に印象に残ったメッセージを簡潔に書き下ろした。最後に、山口大学の今後の夢を紹介しておきたい。

「長州ファイブ<sup>3)</sup>は英国の先進的な情報を日本にもたらしたことで近代化の発信源となりました。山口大学は知財文化における長州ファイブとなるべく、全国の大学等の知財教育の浸潤に貢献することを目指したい。」



図5 長州ファイブ<sup>4)</sup>

志の高さに脱帽するばかりである。平成の長州ファイブに益々期待するとともに、本稿がJIPA会員企業の今後の知財活動の発展に少しでも役に立てば幸甚である。

インタビューは2016年度会誌広報委員の金子哲也(シスメックス)、内堀保治(大阪ガス)、杉田幹典(東洋紡)、前川聡(パナソニック)が担当した。

## 注 記

- 1) 消費者基本法 第7条第2項「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」
- 2) 知的財産推進計画2016  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf> (参照日：2016年11月1日)
- 3) 長州ファイブとは、1863年にイギリスに留学した5人の長州人、すなわち伊藤博文、井上馨、遠藤謹助、井上勝、山尾庸三をいう。
- 4) 出典：ウィキペディア「長州五傑」より引用。  
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%95%B7%E5%B7%9E%E4%BA%94%E5%82%91>  
(参照日：2016年11月1日)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



図6 佐田氏とインタビュー出席者

(原稿受領日 2016年10月28日)

